

岩手県告示第5号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、川村 巖に対し、第六錦栄丸（漁船登録番号IT2-3811）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田 寛也

- 1 期日 平成19年1月26日（金） 午後1時30分から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号
宮古地区合同庁舎1階 第1会議室